

第1回意見交換会議事録

平成27年7月23日（19:00～20:30）

1. 開会

2. 社会福祉部長挨拶

3. 出席者紹介

- ・和歌山市聴覚障害者協会 会長 馬場正義 様
- ・和歌山市聴覚障害者協会 会計部長 櫻井貴浩 様
- ・和歌山手話通訳士協会 会長 中尾隆広 様
- ・和歌山手話通訳問題研究会 会長 松岡敬周 様
- ・和歌山県手話サークル連盟 会長 尼岡京子 様
- ・和歌山市視覚障害者福祉協会 会長 畠中常男 様
- ・和歌山市視覚障害者福祉協会 監事 宮本克二 様
- ・和歌山市障害児者父母の会 会長 岩橋秀樹 様
- ・和歌山市手をつなぐ育成会 顧問 土井邦夫 様
- ・特定非営利活動法人 和歌山県自閉症協会和歌山市分会 会長 藤原清治 様
- ・特定非営利活動法人 和歌山市精神障害者家族会「つばさの会」理事長 岡田道子 様
- ・和歌山県中途失聴・難聴者協会 事務局長 武田冷子 様
- ・和歌山県中途失聴・難聴者協会 要約筆記対策部長 中筋久子様
- ・和歌山要約筆記会 会長 三浦美保 様
- ・特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会和歌山県支部 支部長 楠本純 様
- ・和歌山パソコン要約筆記Friends9 会長 中村純子 様
- ・特定非営利活動法人 和歌山盲ろう者友の会 事務局長 瀬戸節子 様
- ・和歌山県立和歌山ろう学校 校長 島田健司 様
- ・和歌山県立和歌山盲学校 校長 平岡巧 様
- ・和歌山県立特別支援学校校長会 会長 三反田和人 様
- ・和歌山市教育委員会 学校教育部 学校教育課 専門教育監 三宅秀夫 様
- ・和歌山市 健康局 健康推進部 保健対策課 松岡信一郎 様

4. 意見交換会の進行について

(1) はじめに

みなさん今晚は。障害者支援課の坂下です。本日は、大変お忙しい中にも係わらず、意見交換会にご出席くださり誠にありがとうございます。

また、この意見交換会開催に先立ちまして8回に渡って各団体との事前ヒアリングを行いました。ご協力ありがとうございました。ヒアリングでは、貴重で大変参考になるご意見をいただきましてありがとうございました。皆様方のご意見を踏まえて、とても充実した条例

ができあがるのではないかと期待しています。

(2) 条例制定の趣旨、背景、位置づけ等

さて、私からは、まず始めに条例の制定の趣旨、背景等について説明します。

今回、手話言語条例、コミュニケーション支援条例を制定する意図としては、来年4月から施行される障害者差別解消法の施行に関して、市の障害者差別解消に向けた取り組みの一環として制定したいと考えています。

その背景にありますのが、障害者の権利に関する条約で、この資料の3ページにその抜粋をつけています。そして、この条約批准のための改正障害者基本法、この資料の4ページですが、この改正障害者基本法第3条で手話も言語として定義されたことにより、全国各地でいわゆる手話言語条例が制定され、また和歌山市議会が平成26年に国に意見書を提出したように、手話言語法を求める全国の動きがあり、全国では3つの都道府県、15の市町村、計18の自治体で条例が策定されております。

また、改正障害者基本法ではその第22条にすべての障害者に意思疎通のための手段の確保と選択の機会拡大が図られなければならないと規定され、障害のある人の意思疎通のための手段を支援することの必要性が定められています。

今回意見交換をお願いする条例案の位置づけですが、障害者基本法、障害者差別解消法に規定された合理的配慮提供の法的義務に係る行政の制度的支援として位置づけています。

なお、本市では障害者差別全般に係る条例の整備を検討していますが、今回の条例と並行して検討を行っていくことにしています。

(3) 意見交換会の内容、スケジュール等

つづきまして、意見交換会の内容、スケジュールについて説明します。

本日の第1回につきましては、参加団体の皆様方のご紹介に続きまして、先ほど私が行いました条例の趣旨説明、意見交換会の内容及びスケジュールの説明を行います。また、配布資料の説明として明石市の条例の説明を私から行いまして、和歌山市聴覚障害者協会の提出資料について馬場さんから行います。

第2回は、8回に渡って皆様方にご協力いただきました事前ヒアリングのまとめを中心に、課題やその対策について皆様方と意見交換を行いたいと考えています。そして、できれば条例案の骨格もお示ししたいと考えています。

第3回は、条例案の要綱案を提示させていただき、皆様方のご意見を頂戴したいと考えています。

第4回は、最終となりますが、ほぼ固まった条例案を提示し、意見交換を行っていきたいと考えています。

これから毎月に渡って会議を開催し、かなりタイトなスケジュールですが、事前に資料の配布を行うなどの工夫をし、円滑に意見交換会を開催したいと考えていますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

ここまででご質問はございませんでしょうか？

(4) 資料説明

私からは、明石市の条例について説明します。明石市の条例は、今年の4月から施行されていまして、内容的には最新のものです。この明石市の条例に基づいてこれから検討する本市の条例案の具体的なイメージ作りをしていただければと思います。

さて、明石市は、みなさまご存知のように兵庫県の淡路島と本州の間の明石海峡に面する都市で、人口約30万人の都市です。行政運営については、犯罪被害者等支援条例を全国に先駆けて制定する等の特色のある施策を行なっています。

明石市の手話言語、コミュニケーション支援条例は、こうした特色ある施策の一環として制定されています。先日も明石市議会に聴覚障害のある議員さんが4月の選挙で当選され、議場に手話通訳者が配置されたということで話題になっていました。

さて、明石市の条例ですが、まず、第1条の目的規定に続く、第2条の基本理念の規定ですが、第一項で障害の有無にかかわらず共生社会の実現を規定しています。

次に第2項で障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑に図る権利の保障を規定しています。

次に第3項で、手話が言語であることの認識、手話の普及を規定しています。

次に第4条で、市の責務として事業者等が合理的配慮をできるように支援することや、市民への普及啓発、環境整備等を規定しています。

次に第5条で、市民の役割として共生社会の実現等の基本理念に対する理解を深め、障害のある人のコミュニケーション手段の普及、利用促進に関する市の施策に協力することに努めることが規定されています。

次に第6条では、事業者の役割として、基本理念に対する理解を深め、市の施策への協力と合理的配慮の提供に努めることが規定されています。

以上の第2条基本理念から第6条の事業者の役割の規定に続いて、条例の目的として第一の手話は言語であることの規定、第二に多様なコミュニケーション手段の促進の規定を設けています。

第2章は、手話言語の確立することの規定で、その具体的な内容として、手話を学ぶ機会の提供、手話を用いた情報発信等、手話通訳者の確保及び養成に関することが規定されています。

第3章は、要約筆記・点字・音訳の促進として、要約筆記等を利用するための環境整備、要約筆記者の確保及び養成に関することが規定されています。

第4章は、多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進として、盲ろう者用コミュニケーション支援従事者の確保養成、知的及び発達障害者用コミュニケーション手段の支援、代用音声、重度障害者用意思伝達装置への支援に関することが規定されています。

そして、条例の最後の第17条において、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会の設置が規定されています。この協議会は、市の施策の進捗状況等を点検し、市に対して意見を述べ、条例に基づく施策を担保していくものとなっています。

以上、明石市の条例を見てきましたが、本市の条例を制定するに際して参考になるものと

思いますし、より一層内容の充実した条例を検討していきたいと考えています。

次に、和歌山市聴覚障害者協会から資料が提出されていますので、馬場さんに説明をお願いします。

5. 手話言語条例について（聴覚障害者協会 馬場様より）

私たちの言語である手話が始まったきっかけは明治 11 年京都盲啞学院が開所、その後全国各地にろう学校が創設されたことに始まりました。しかし、法の導入により、昭和 8 年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されました。教職員の教えの内容が分からず、学力にも大きな影響がありました。

私たちは今まで幾多の不利をされてきました。一部紹介します。身内の葬式や遺産手続きも含め、身近な人とも筆談や口話で十分なコミュニケーションがとれず、行き違いやトラブルが生じ、ろう者は困った人と思われていた事例もありました。例えば、就職活動、特に面接の対応拒否や、習い事の入会拒否、アパート入居拒否といった、「受け入れ拒否」もありました。ろう両親が手話コミュニティしている様子を他の子どもが見て「変な人がいる」と言われたり、労働基準協会主催の講習会にて、ろう者が受講を申し込んだところ、「この資格はろう者には無理！」と突きつけられました。また手話通訳者派遣を依頼したところ、「予算はありません！」と断られました。このように生命や財産に関わる状況下での差別は今もまだ残っています。

さて、手話についてお話ししたいと思います。

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられており、手話辞典によると語彙数は約 1 万 5 千語です。手話の歴史が浅いため、まだまだ少ないですが、これからはもっと増えていくと思います。

例えば「音声」を禁止されたら、どのような支障が起きるのでしょうか？健聴者の皆さんは「音声」を主体としたコミュニティによって、意思決定、人間相互の発展、様々な生活の面において安定感を保つことができます。手話も音声のように保障されれば、今以上に様々な面において意思疎通ができ、自立性を高め、生きがいも増しますが、現在はそうではありません。

先程坂下課長よりお話があったように、国連の条約や、わが国の法に手話を言語として認められている。聴覚関係者と手話関係者とともに、政府に対して手話言語法制定を、と都道府県議会及び全国区市町村議会から意見書提出可決に働きかけ、現在 99.2%に達しており、残り 14 議会となっています。また、幾多の自治体が手話言語条例を制定しています。

世の中に会話の言語は 2 つあり「音声」と「手話」なのです。そして、音声言語のように「手話を獲得」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使用」「手話を守る」という 5 つの枠組みにした基本的な権利を克服することです。和歌山市としましても、音声言語のように手話も言語であることへの認知と手話教室の拡大をしていくために、「手話も言語」、「手話普及」を主にした手話言語条例制定を目指しています。

コミュニケーション条例は、行政機関、事業主に対して、幅広い方々が情報アクセスや情報保障に支障がなきように、点字ブロック、大型蛍光文字、エレベーターにはテレビ電話、ドアには一部ガラスなど、視覚的、身体的に分かるような物理的な設置を拡大すること。また、移動ガイド、意思疎通支援者、例えば手話通訳者、要約筆記者など人物的な設置拡大と養成拡充、つまり専任者を積極的に育成し、専任者の身分保障、定期的に研修会を開催するといった取り組みです。そういう継続的な取り組みを邁進していくことで、障害者を含む市民が安心して暮らしていけるような社会づくりを発展し続けていくことが大事です。

最後になりましたが、私たちは手話言語条例と情報コミュニケーション条例を制定し、今まで以上に市民が暮らしやすい和歌山市にしたいです。

(5) 意見交換

三反田：「手話言語を確立する条例」と書かれているが、事務局はこの「確立する」という言葉をどのように捉えていますか？「手話言語を確立する、和歌山市条例」という意味合いでとらえていいのか。「和歌山市手話言語、を確立する条例」と妙な捉われ方をされないか心配。「和歌山市手話言語」というくくりになってしまうと、和歌山市の独特の手話言語があるように感じられないか懸念がある。

坂下：「手話言語を確立する、和歌山市の条例」という意味合い。今のところは仮称ですので、これから条例を作っていく中で、留意していきたい。

中村：要約筆記に関しては、要約筆記の確保・養成と記載されているが、要約筆記を依頼したり、派遣を要請したりして終わり、という風になっているきらいもあるのでは、と思ってしまう。特に中途失聴者に関しては、例えば文字情報で案内を書くなど他のサポート方法も考えられるので、その辺の配慮もするというを明確に記載していただければと思う。

坂下：その面につきましては、個別のヒアリングで伺っている点もあるので、十分配慮して作成していきたいと思っています。

櫻井：三反田先生がおっしゃったように、「確立する条例」は確立したら終わり、というイメージも確かにあるので、条例を確立した後もずっと続いていてもらいたいと思うので、「手話言語条例」の方が良いのでは、と思う。

坂下：条例につきましては作ったら終わりではなく、もちろん課題に対する施策や対策をきちっと行っていく。明石市では推進協議会を設置しており、継続的にこういう形で関係機関の方と集まって検討していくことが大事であると考えています。

三浦：今説明していただいたように、明石市の条例をベースに考えていらっしゃるのでしょうか。

坂下：明石市の内容は、手話言語についても、コミュニケーションについても盛り込まれており、最も内容的に充実していると考えたので、参考に提示させていただきました。

三浦：要約筆記は手話に比べても認知度が低いので、できるだけ市の方でも養成などに力をいれていただければという明文化していただけたらと思っています。

平岡：ここへ呼ばれたのはなぜか考えていたが、自分の役目はコミュニケーション支援条例の方かな、という思いがある。視覚障害者の方々に対するヒアリングは行っていたのでしょうか。

坂下：事前に聞かせてもらっています。次回、個別の課題について協議させていただきたい。全体で協議するものもあれば、やはり個別にお話を相談しなければいけない部分もあるかと思いますので、よろしくお願いします。

畠中：事前にヒアリングはさせていただきました。今日ご出席のメンバーを見させていただいたら、視覚障害に関するのは、視覚障害者福祉協会の私、宮本さん、そして盲学校長の平岡さんのみ。確かに手話は主役なんでしょうけど、手話関係の人はたくさんいる。どの程度我々のことを考慮していただけるのか不安。手話通訳に関して言うと、公務員として採用されてる方、嘱託の方いらっしゃる。点字の場合も点字技能士というのが、国家資格ではないが、財団法人か福祉法人が認定した資格だが、そういう資格もある。しかし点字を使うことで市や県に採用されてる方は一人もいない。とにかく手話については脚光を浴びているが、我々視覚障害者もコミュニケーションを取ることにおいては大きい障害を受けている。一般的に、視覚を失うことによって外界から入ってくる8割の情報が失われると言われている。脳の感覚野も、聴覚より視覚部分の方が広いということは、それだけ重要な感覚である。今回は手話を中心に話をなされるが、我々視覚障害者のこともお忘れなきよう願います。

坂下：視覚障害者福祉協会の方々には、事前ヒアリングでも貴重なご意見をいただいています。決してコミュニケーション支援条例をないがしろにしている訳ではなく、条例の中で視覚障害者の方々への課題についても十分検討していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

岩橋：私たち知的障害、発達障害の場合は、手話や点字といった形のものはないんですが、コミュニケーションがものすごく取りにくいというのは事実。我々のことも忘れないうようお願いしたい。

坂下：今回のコミュニケーション支援条例は、やはり合理的な配慮の一環として、そのためにはきちんとした障害に対する理解が必要かと考えております。そういうことを踏まえて取り組んでいこうと思っていますのでよろしくお願いいたします。

楠本：各条例集を今日初めて拝見し、やはり興味を持ったのは明石市の施策推進協議会。和歌山市の場合も、ぜひ条例の中にこの項目は入れていただきたい。と言うのも、やはりこの条例が後に続いていくのが、要綱などの見直しにも関わってくると思うので。

坂下：施策を進めていくにあたり、協議会や進捗状況を検討する会議も当然必要になってくるかと思うので、十分検討していきたいと思えます。

馬場：先程言われたとおり、視覚障害者の方のことも分かります。盲ろう者の方についてですが、家に引きこもってしまっている方もいます。触手話でコミュニケーションを取りますが、指点字などもあり、盲ろうの理解もして欲しいと思えます。視覚障害者の方に対しても協力していきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

- 土井：何年か前に県でコミュニケーションボードができたが、あまり目にしたことはない。事業者などお店で利用もされていない。こういう条例を作っていただき、みなさんに知っていただき、活用して欲しいと願っている。
- 坂下：ヒアリングの中でも、ちょっとした工夫でコミュニケーションが取りやすくなる、というお話も聞いており、普及や啓発というのは当然必要な施策だと思っています。
- 岡田：精神障害は皆様に分かっていただきにくい障害、目に見えない心の病です。コミュニケーションが当然必要な障害ですので、私たちの障害についても知っていただきたい。概要（明石市）の中にも精神障害という言葉はありませんので、大きく取り上げていただけたらと思います。
- 坂下：明石市は多様な障害者のコミュニケーションという項目になっています。精神障害についても、また知的障害についても、今後どういう形で支援してくかということも踏まえて内容に盛り込んでいきたいと思っています。
- 島田：ヒアリングはだいたいのところされていると言うことですが、それぞれの団体の不具合、困っている面を聞き、事例を集約していただいた上でどのような条例にすべきなのか考えていただけたら、と思う。
- 坂下：次回には、それぞれの障害の課題などをまとめて提示していきたいと思っていますので、討議の方よろしくをお願いします。
- 武田：コミュニケーションを支援ということで、私たちも耳が悪くて聞こえないので分かりづらい。ここへ来て手話というのが注目されているように感じる。他の団体はついでのように感じる。ヒアリングは行っていただき、課題点も取り上げていただきました。しかし今日はここへ来てろうの協会だけ資料として渡されていました。聞いていませんでした。なぜこういう判断に迷うやり方をされているのでしょうか。不公平な感じがします。
- 坂下：誤解されたなら申し訳ないと思います。市としては、今回二本立ての条例として検討をお願いしています。今回第一回目ということで、手話言語条例に関する資料ということで聴協さんをお願いしたという経緯です。
- 西村：趣旨は理解しました。当協会は発達障害で、コミュニケーションが取りにくい人の集まりです。和歌山市民として、手話言語条例の確立は大いに賛成なんですけど、今日を含めてあと四回の意見交換会の中でどういう風に進んでいくのか、先が見えないのが二つの条例をどういう風に絡めていくのか、我々の会員にも伝えていきたいと思っていますので、具体的にこれからの道筋を教えていただけたら。
- 坂下：次回に各課題について資料の方を提示したいと思っています。三回目くらいには内容を具体的に考えていこうと思っています。細かいところまでは現時点では提示できないので申し訳ないのですが、個別の課題については今後個々に協議させていただくこともあるかもしれません。
- 三浦：手話言語の条例に関しては大賛成です。明石市の条例を見て思ったのですが、要約筆記はどちらに視点を置いているのか。コミュニケーション支援の方でしょうか。やは

り要約筆記者として、手話言語条例は必要ですが、あくまでも要約筆記者はコミュニケーション支援の中で確立していきたいと考えています。

坂下：今回は手話言語条例、コミュニケーション条例の二つの条例は同等に考えております。そういう意味で両方の条例を検討していくと考えていただけましたら。

櫻井：誤解されたら困ると思ったので、意見を言わせてください。今回のきっかけとなったのは、国連で手話は言語であると認められたことと、様々なコミュニケーション手段をしていくという考え方をはっきりと盛り込んでいます。それに伴って日本もそれに合わせて制度を改正しています。それに対して全国的にろう者関係の団体は地元の行政で様々な新しい条例を作りたいと、2、3年前から取り組んできています。和歌山市にも何度も要求してきました。今回皆さんの団体とともに、二つの条例を作っていくこととなったのは、全国的に言っても和歌山市だけです。コミュニケーション支援に関するろう者以外の団体も含めて一緒に条例を作っていくのは和歌山市が先駆的な取り組みだと思います。全日ろう連に報告しましたが、注目を浴びています。すぐ全国的にも良い例になるのではないかと考えています。手話言語条例だけを集中してやっというとは思っていません。手話だけでなく皆さんのコミュニケーション支援が必要な障害者の方々とともに取り組んでいきたい、一緒に取り組めるのはすごくありがたいと思っています。

岩橋：明石市の条例を見本にするということで、少し誤解していたのですが、明石は一本の条例の中へ手話とコミュニケーションが含まれていて、和歌山市は別々、二本で進めていくんですね。そういう考えで良いのでしょうか。

坂下：先程も言わせてもらったように、二つの内容は同等に考えております。二つの条例と考えるのはいいが、条例を作る技術的な問題になってくるんですが、ひとつにまとめた方が内容的にも充実していくようであれば、ひとつにすることも選択肢のひとつにあります。

岩橋：もしできるならば、日本で初めてということなら、頑張って二本立てでやって欲しいと思います。その方がコミュニケーションについても立場ができるので。また、条例の形を作るにあたって大事なところは言うていくが、それよりも市長が施策を講じるというその中身、条例ができた後の方が大事なのでは、と思う。協議会を続け、そこで我々も意見を言わせていただきたいと思う。作る場所でもめないでいきたいと思う。

坂下：作った後のフォローは十分大切ですし、作るにあたってそれぞれの生の声を聞かせていただいた上でやっていきたいと思っています。